

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月10日

鳥取県教育センター所長 三橋 正文

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和3年2月28日まで。

(4) 入札方法

入札は紙入札による。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、業務期間（契約締結日から令和3年2月28日まで）の総額とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年11月17日（火）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 「令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務仕様書」の5委託業務実施基準及び資格に記載の要件を満たしていること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201番地
鳥取県教育センター 総務課
電話 0857-28-2321
電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201番地
鳥取県教育センター 教育企画研修課
電話 0857-28-2586
電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

令和2年11月10日（火）から同年11月27日（金）までの間にインターネットのホームページ（https://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriedu-center/?page_id=390）から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年11月10日（火）から同年11月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に
交付する。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。なお、郵送により提出する場合の受領期限は、令和2年12月11日（金）午後1時30分（必
着）までとする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年12月11日（金）午後1時30分

イ 開札日時

令和2年12月11日（金）入札後即時

ウ 場所

(1) に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年11月27日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- ウ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- エ 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- オ 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- カ 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- キ 協定、政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- ク 記名押印のない入札書による入札
- ケ 入札書を鉛筆で記載した入札
- コ 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なったものを、落札者とする。

なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。3回で落札しない場合は、最低価格を提示した業者と随意契約の交渉を行うものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。